

バス運賃体系の見直しについて（運賃及び定期券）

第3回亀山市地域公共交通会議の意見を踏まえ、下記のとおり再検討を行いました。

【主な意見】

- ・65歳以上75歳未満で、「まだ運転免許証は自主返納できないが公共交通を乗り始めよう」という方々は乗合タクシーの対象者ではないため、一般の定期券しか買えないという不公平感がある。
- ・乗合タクシー登録者の定期券は、1回当たり100円で全くお得感がない。
- ・学生の区分の範囲が明確でない。小学生と中学生もこの区分に入るのか。

1. 運賃

【現行】

区分	全ルート 共通運賃	東部ルート ※
中学生以上	100円/回	200円/回
小学生	50円/回	100円/回
小学生未満、 障がい者及び その介助者	無料	無料

【前回案】 第3回地域公共交通会議

区分	全ルート 共通運賃	東部ルート ※
15歳以上 ※中学生除く	200円/回	200円/回
小学生・中学生 乗合タクシー登録者	100円/回	100円/回
小学生未満、障 がい者及びその 介助者	無料	無料

【今回案】

区分	全ルート 共通運賃	東部ルート ※
15歳以上 ※中学生除く	200円/回	200円/回
小学生・中学生 65歳以上	100円/回	100円/回
小学生未満、障 がい者及びその 介助者	無料	無料

※あいあい、医療センターを越える利用

乗合タクシー登録者の区分を設けた理由

- ・乗合タクシーとバスとの相互利用を図る。
- ・65歳以上75歳未満の方で運転免許証を持ってない方、運転免許証を自主返納した方など、75歳以上に限らず乗合タクシーの対象者となっている。
- ・65歳から74歳までの方については、依然として運転免許証の保有者が多く、運転免許証の自主返納は80歳を超えてからが多い。

区分を乗合タクシー登録者から65歳以上に変更した理由

- ・65歳以上の区分とすることにより高齢者の運転免許証の自主返納を促進させて、自主返納した方が対象となる乗合タクシー登録者の増加を図る。
- ・65歳以上の利用料金を低く抑えることにより、高齢者の外出を促進させて、利用者の増加を図る。

※年齢確認については、自己申告制とする。ただし、「65歳以上の人は年齢確認を行う場合があります」と明示するなど不正利用対策を講じる。

2. 定期券

定期券については、営業路線及び廃止代替路線で既に導入されており、自主運行路線とサービスの格差が生じています。自主運行路線の運賃を200円に改定することに併せて、営業路線及び廃止代替路線の200円区間の定期券の額も参考にしながら、以下のように金額を設定します。

【単位：円】

区分		現行 (100円の場合)	改定案 (200円の場合)	定期券	
				1回あたり	
一般	1ヶ月	4,000	8,000	7,000	175
	3ヶ月	12,000	24,000	18,000	150
学生 乗合タクシー登録者	1ヶ月	4,000	8,000	5,000	125
	3ヶ月	12,000	24,000	12,000	100
	1学期(4/1~7/31)	16,000	32,000	15,000	94
	2学期(9/1~12/31)	16,000	32,000	15,000	94
	3学期(1/1~3/31)	12,000	24,000	10,000	83
	年間	32,000	64,000	32,000	80
65歳以上	年間	9,600	-	5,000	52

市内公立小中学校の通学定期券

- ・市から全額補助
- ・登校日(部活動含む)のみ有効
⇒運賃×登校日数
- ・学校が定期券を発行

↓

現行どおり

※一般・学生……20日勤務・通学を想定したシミュレーション

※65歳以上………月4回(週1回)の利用を想定したシミュレーション

※学生の区分は、私立小中学校、高等学校、短期大学、大学、専門学校等を対象とします。

ただし、私立小中学校は半額とします。

※学期毎定期……1学期、2学期は1ヶ月定期券額×3、3学期は1ヶ月定期券額×2

購入場所 亀山出札所